

社会保障・税番号制度のご案内 〈マイナンバー〉

マイナンバー（社会保障・税番号）とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

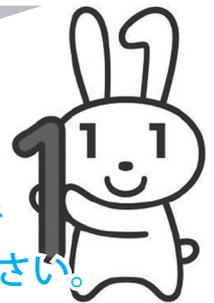
●個人番号の申請は、郵便やスマートフォンを利用した交付申請のほかに、役場町民課の窓口でも申請していただけます。詳しくは、来月発行の「広報しらたか10月13日号」でお知らせします。

お手元に届いた通知カードは、なくさないように大切に保管しておいてください。

●住民基本台帳カードをお持ちの方は、現在のカードの有効期間が満了するまで利用できますが、個人番号カードを申請された場合は、個人番号カードの交付時に回収します。

やむを得ない理由により住民票の住所地で
マイナンバーを受け取ることができない方へ

条件に該当する方は、住民票のある住所地以外の居所で
マイナンバーを受け取ることができますので、申請してください。



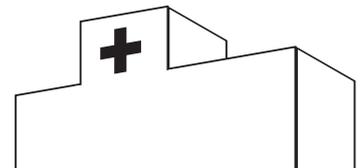
申請が必要な方



東日本大震災による被災者で
住所地以外の居所に避難されて
いる方



DV、ストーカー行為等、児
童虐待の被害者で住所地以外の
居所に移動されている方



独り暮らしで、長期間、医療
機関・施設等に入院・入所され
ている方

※申請が認められた方へは、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。



申請方法

1

申請書の入手またはダウンロードをしてください。

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を、白鷹町役場町民課窓口、総務省ホームページ、相談機関等（配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど）から入手またはダウンロードしてください。